

羽島市議会政務活動費の交付に関する条例(改正案)に対する意見内容と議会の考え方

No.	受付日	ご意見(意見等の概要)	理由	議会の考え方
1	8月19日	今般政務活動費を80, 000円から180, 000円へと大幅な増額となるが、多すぎる。	政務活動費とは、政策調査研究その他の活動のために支給される費用である。必要な経費であるとは認識するが、近隣の岐阜市は、150, 000円であり、大垣市に至っては支給されていません。 岐阜市でも返還金が発生しているし、大垣市においては、議員が活動していないわけではなく精力的活動されていると聞き及んでいます。この様なことから、大幅な増額には、反対します。 議員である以上、市民の代表者として位置づけられなければならない。	政務活動費については、市議会での検討の中で、現行の金額では全く足りていないとの意見が多く、不足額を試算した結果、同改正額となりました。なお改正額は、県内の平均的な支給額となっています。
2	8月21日	絶対反対です。	領収書も支払先、明細も不要のこの活動費は 市民からすればまったく遺憾です。こんな条例はすぐに廃止にすべきです。	政務活動費は、議員活動に必要な調査研究などに支給されるもので、使途基準が定められており、個人的な経費に使用できません。なお、政務活動費については、毎年必要書類を添付した収支報告書が提出されており、支出明細書、領収書などをホームページで公開しています。
3	8月25日	交付額:15万円	・会派視察・会派での広報紙費用の時に交付対象が個人単位であった場合、金銭トラブル発生を危惧する。また市民の税金なので管理者を設定すべきである。 ・交付額 ・土岐市議会は1議員あたり年間15万円、人口比率からいってもまずは15万円から設定すべき。いきなり10万円増額は多すぎる。	政務活動費は、議員活動に必要な調査研究などに支給されるもので、使途基準が定められており、認められた経費が対象となる。認められない経費は対象外となり、返還金が生じます。 政務活動費については、市議会での検討の中で、現行の金額では全く足りていないとの意見が多く、不足額を試算した結果、同改正額となっています。なお改正額は、県内の平均的な支給額となっています。
4	8月30日	政務活動費引き上げに賛成。定数2削減を前提とする必要は ない。	・政務活動費の引き上げにより、議員の調査政策立案の質が上がること、議員の自己負担が減り、議会全体として活動量の底上げが期待できる。 ・チラシ及び広報費への支出の多さが審議会で指摘されているが、市政報告を発行することは広く市民へ議会を理解してもらい、説明責任を果たすために必要な経費である。 ・政務活動費の適正化は、議員が安定した環境で政策立案や調査活動に取り組むことを可能にし、議会活動の質向上につながる。議会の質向上は行政運営の効率化や政策の改善を通じて、中長期的には税收増につながる可能性がある。したがって、政務活動費引き上げ’による歳出増は、将来的な税收増によって十分に補われ得るものであり、議員定数削減を前提とする必要はない。両者は目的が異なる別の議論である。	政務活動費は、議員活動に必要な調査研究などに支給されるもので、使途基準が定められており、認められた経費が対象となる。認められない経費は対象外となり、返還金が生じます。 政務活動費については、市議会での検討の中で、現行の金額では全く足りていないとの意見が多く、不足額を試算した結果、同改正額となった。なお改正額は、県内の平均的な支給額となっています。
5	8月31日	現状の80, 000円から180, 000円、2. 25倍という大幅な増額は反対	何故今、改正するのかという根拠を明確に示してほしい。 交付対象が会派から個人、交付額(年額)8万円から18万円とする理解しがたい。 羽島市の財政は余裕があると思えないし、人口減少等からも税收の大幅な増加も見込まれない。 議員定数削減を早く行い、その分を市民サービス改善に充当すべきであると思います。	政務活動費は、議員活動に必要な調査研究などに支給されるもので、使途基準が定められており、認められた経費が対象となる。認められない経費は対象外となり、返還金が生じます。 政務活動費については、市議会での検討の中で、現行の金額では全く足りていないとの意見が多く、不足額を試算した結果、同改正額となった。なお改正額は、県内の平均的な支給額となっています。